

下 廃 第 107 号

令和 5 年 (2023) 年 2 月 7 日

北九州第一法律事務所

弁護士 池上 遊 様

弁護士法人

女性総合法律事務所ラレーヌ・ビクトリア

弁護士 後藤 景子 様

下関市長 前田 晋太郎



「2023(令和5)年1月20日公開質問状～金山三郎さん所有地の不法投棄廃棄物に関して4～」に対する回答について

平素から市政にご理解とご協力をいただき、御礼申し上げます。
さて、標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。
なお、書面での回答の他に2月15日に面会による質疑の場を設けることを
ご希望されますが、本市の見解について、この書面での回答の他に申し上
げることはなく、廃棄物対策課に来庁されてもご対応できませんので、ご了解
下さい。

担当課 環境部廃棄物対策課

廃棄物指導係

電話番号 (083) 252-7152

【別紙回答】

第1 質問

- 1 本件残土には、コンクリートくず、アスファルトくず等（以下、「コンクリートくず等」という）が混入していますが、コンクリートくず等は、廃掃法上の「産業廃棄物」に当たるのではないでしょうか。

【回答】

令和4年5月25日付け下廻第882号でお答えしたとおり、本件残土に混入しているコンクリートくず等については、それらが廃棄されたものであるならば、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）上の廃棄物となる可能性がありますが、本件残土を廃棄物とは判断できないということは、これまでも繰り返しお伝えしているところです。したがいまして、本件残土については、廃掃法に基づく対応はできないものと考えております。

- 2 1の回答が「産業廃棄物に当たる」である場合、その処分や保管については、廃掃法12条1項・2項、同法施行令6条（産業廃棄物の収集、運搬処分等の基準）、同法施行規則8条（産業廃棄物保管基準）等が適用されるのではないでしょうか。

【回答】

1の回答のとおりです。

- 3 本件残土にはコンクリートくず等が上記の規定や基準に基づかずに入っていますが、それは、「投棄禁止」を定めた廃掃法16条に反する不法投棄に当たるのではないでしょうか。

【回答】

1の回答のとおりです。

- 4 1の回答が「産業廃棄物に当たる」である場合、本件は民民の問題には当たらず、産廃を所管する行政庁に係る問題に当たるのではないか。

【回答】

1の回答のとおりです。

- 5 3の回答が「不法投棄に当たる」である場合、下関市は、それぞれの産廃に応じた埋立処分基準を満たす処分場に最終処分させなければならないのではないか。

【回答】

1の回答のとおりです。

6 3の回答が「不法投棄に当たる」である場合、廃掃法25条1項14号に基づき、「廃棄物を捨てた者」に罰則を適用しなければならないのではないかでしょうか。

【回答】

刑事罰は、検察官からの公訴の提起を受け、裁判所が決することとなりますので、刑事罰の適用について、本市がお答えすることはできません。